

## 第 74 回市原市都市計画審議会議事録

1 開催日時 平成 22 年 5 月 31 日 (月) 午後 2 時 00 分～ 3 時 10 分

2 開催場所 議会棟第 4 委員会室

3 出席者

(委員) 芦沢哲蔵会長 梶島邦江委員 鶴岡和幸委員

堀田健治委員 増尾由紀子委員

上符玲子委員 勝地 豊委員 田中達郎委員

鵜田房暉委員

郡 猛夫委員 高梨祐司委員 吉岡重代委員

青木淳一委員

(説明員) [都市計画部]安藤部長 小出次長

[建築指導課]岡崎課長 小倉課長補佐 太田 G L 時田主査

[環境管理課]地引主幹 内山 G L

[クリーン推進課]齋藤課長 網中副主査

[不法投棄対策課]藤田課長

(事務局) [まちづくり課]三澤主幹 飯高 G L 山本主任 小林主事

4 議 題

(1) 建築基準法第 51 条ただし書の規定による一般廃棄物及び産業廃棄物処理施設「中村造園土木株式会社」の敷地の位置について

5 議事の概要 原案どおり承認された。

6 会議経過 別紙のとおり

## 6 会議経過（別紙）

**議長** それでは、議事に入らせていただきます。

はじめに、議事録署名人を指名いたします。議事録署名人に、梶島委員と吉岡委員を指名します。

議事に入る前に、ただ今、審議会の傍聴を希望する方が待機しております。当審議会の公開要領第2条の規定に基づき、傍聴人の入室を認めます。

（傍聴人入室）

傍聴人をお願いします。お手元の傍聴人の遵守事項を守り、係員の指示に従ってください。これに違反した場合は、退席いただくことがありますので、ご承知おき願います。

### 第1号議案 建築基準法第51条ただし書の規定による一般廃棄物及び産業廃棄物処理施設「中村造園土木株式会社」の敷地の位置について

**議長** それでは、審議に入ります。

はじめに、第1号議案「建築基準法第51条ただし書の規定による一般廃棄物及び産業廃棄物処理施設「中村造園土木株式会社」の敷地の位置について」を議題といたします。

説明員より議案の説明をお願いします。

**説明員** 第1号議案について、説明申し上げます。

最初のページは付議書表紙となっております。

案件書の1ページ目をご覧ください。

処理施設の敷地の位置についてご説明いたします。

本議案は、中村造園土木株式会社が、市原市深城に設置する一般廃棄物及び産業廃棄物処理施設の敷地の位置に係るものです。申請地は、市原市深城字上化し623-3他10筆、敷地面積は、19,666.97㎡で、当該敷地は市街化調整区域に位置しています。

本施設は、事業所などから、建築物の解体工事や樹木の伐採に伴い排出される木く

ずを破碎処理すると共に、処理した木チップの一部を用いて堆肥化を行う施設です。

申請者は、平成12年から申請地において、産業廃棄物である木くずの破碎処理を、廃棄物処理法の許可を取得したうえで行ってまいりましたが、今回新たに、2点の処理を追加する計画でございます。

- ・1点目としては、既存敷地内において、一般廃棄物である木くずの破碎処理を行います。
- ・2点目としては、敷地を拡大し、当該部分においても新たに破碎機を設けて、産業廃棄物である木くずの2次破碎を行い、破碎処理した木チップに近隣酪農家から排出される牛糞を用いて、混合・醗酵のうえ堆肥化を行う処理施設を建設します。

本計画により、破碎機の日あたりの処理能力が、一般廃棄物については、5トン以上であり、又産業廃棄物については、5トンを超える施設であるため、建築基準法第51条ただし書の規定により、敷地の位置について許可が必要となるもので、本都市計画審議会へ諮問をさせていただきました。

内容につきましては、添付図面により、ご説明いたします。

案件書2ページまたはスクリーンをご覧ください。

はじめに位置図によりご説明いたします。

計画地は、JR内房線姉ヶ崎駅から南東へ約5.5kmの市街化調整区域内に位置しており、最も近い市街化区域からは、約1kmの距離にございます。

案件書3ページまたはスクリーンをご覧ください。

計画図によりご説明いたします。

計画地の車両出入口は敷地南側に1か所設けており、搬出入車両は2トン、4トン、10トンのダンプカー、及びパッカー車などを使用します。

主要な経路につきましては、県道千葉・鴨川線から市道1321号線・市道1325号線などを經由して搬出入を行います。一日当たりの搬出入車両は最大90台と想定しており、これまでより最大往復20台程度の増加となりますが、県道千葉・鴨川線の交通量への影響割合は、通過量に対して、0.63%であり、また計画地周辺の市道につきましても、元々交通量が少なく、道路の交通容量から勘案しても、影響は軽微なものであるため、搬出入車両による交通上の問題は発生しないと判断しております。

なお、木くず、堆肥、木チップなどの運搬にあたりましては、落下・飛散が無いよ

う充分ロープ、シート等で固定したうえで行います。

案件書4ページまたはスクリーンをご覧ください。付近建築物用途現況図によりご説明いたします。

計画地から100m及び、200mの範囲を赤色の破線で表示しております。近隣100mの範囲は、畑作地及び森林で、申請地以外の建築物はございません。また、200m以内には建築物が2棟あり、1棟が住宅、もう1棟が農業用施設（農業用機具保管庫）となっております。

なお、今回の事業計画を100m以内の土地所有者15名と、200m以内の居住者・農業用施設所有者及び地元町会に事業計画を説明しまして、了解を得ております。

ここで、お手元の図面にはございませんが、先程冒頭にて平成12年から申請地において、産業廃棄物である木くずの破砕処理を、行ってまいりましたと説明させていただきましたが、その事業内容をスクリーンの現況配置図を用いながら、説明させていただきます。

申請者は、平成12年12月に産業廃棄物処理法の許可を受け、産業廃棄物である木くずの破砕を、一日あたり45トン程度の処理を行い、現在に至っております。

次に現況配置図の拡大図ですが、敷地の範囲は、赤枠で囲んだ部分で、敷地面積は4,040㎡、建築物は、管理棟29.97㎡1棟です。

また、搬出入車両の動線につきましては、搬出入車両は搬入時に立ち会い検査をし、不適材の分別を行い、トラックスケールで計量後、破砕機にて木チップに破砕され、堆肥原料、燃料、緑化基盤材として搬出売却してまいりました。

次に今回申請の敷地範囲・処理能力及び、車両動線等について配置図によりご説明いたします。

案件書5ページまたはスクリーンをご覧ください。

先ほどの現況の敷地範囲のポインターで示した部分と敷地を拡大した部分を合わせた赤い枠の範囲が今回の申請敷地です。

敷地内の建築物は、赤枠で囲われた既設の管理棟及び、今回新たに設ける予定の発酵場兼保管庫、管理棟兼保守機材庫、保守機材庫、合計4棟で構成されております。

今回の許可対象となる処理施設は木くずの破砕機2台で、既存の一次破砕機（80.8トン/日）と、新設する二次破砕機（79.2トン/日）が、それぞれ図に示された位置に設置されます。

次に、場内の木くず処理の流れをご説明いたします。

一般廃棄物と産業廃棄物である木くずを積載した搬入車両は、搬入時に立会い検査を行い、不適材の分別を行ったうえ、トラックスケールで計量の後、それぞれ該当する保管場所で荷を下ろします。

その後、木くずは、タイヤショベルにて一次破砕機に投入し、そこで木チップに破砕し、それぞれ該当する製品保管場所で保管の後、堆肥原料、燃料又は緑化基盤材などとして搬出・売却いたします。

なお、一般廃棄物の木くずと産業廃棄物の木くずは千葉県環境部局の指導により、それぞれ搬入から搬出まで分別し、混合することはいたしません。

また、一次破砕を行った産業廃棄物の木くずの一部（最大33.2トンとなりますが）これを、先程のルートとは別に、二次破砕機で更に細分化し、受入れ保管庫に収納後、近隣酪農家より搬入された牛糞（最大33.2トン）を1：1で混合・発酵させて、堆肥を製造いたします。

堆肥としてできた製品は、保管庫に一時保管後、農家、造園業者またはホームセンター等へ搬出・販売する計画としております。

ただ今、ご説明いたしました産業廃棄物及び一般廃棄物の流れは、案件書6ページに処理フロー図として添付いたしましたのでご覧ください。

概略を説明しますと、上の部分が産業廃棄物、下の部分が一般廃棄物の流れになりますけれど、産業廃棄物は、木くずとして、マニフェスト、現物確認、重量計算を行い、一次破砕機処理をされまして、一部は木チップとして堆肥原料、燃料、緑化基盤材として売却されます。

残りの一部が、二次破砕機で更に細分化され、酪農家からの牛糞と堆肥化施設の中で混合、発酵させて製品といたします。その後、農家、ホームセンター、造園業者へ農業用肥料、家庭用肥料、園芸用肥料として売却されます。

なお、木くずの破砕施設の稼働時間につきましては、午前8時から午後5時であり、日曜日・祝日は作業を行いません。

最後に、環境対策について申し上げます。

案件書5ページの配置図をもう一度ご覧ください。

計画地の周囲は、高さ2.0mから4.5mの防音壁及び、高さ2.0mから6.0mの鋼板塀を設置し、また、2台の破砕機の周囲には高さ3.0mから5.0mの

防音壁を設置すると共に、施設周囲に植栽を行い、緑地を設けることで、周辺環境に配慮した施設計画となっております。また、併せて搬出入車両の駐車スペースを確保いたします。

なお、千葉県廃棄物処理施設の設置及び維持管理に関する指導要綱に基づく「事前協議の終了通知」が平成22年3月24日付で交付されており、このなかで、環境に対する影響について、生活環境影響調査が行われ、千葉県環境部局にて騒音・悪臭等の項目に対して、それぞれ満足のうえ、周辺への環境対策もなされていることを確認いたしました。

廃棄物処理法に基づく生活環境影響調査項目として選定されました騒音・悪臭と、参考として振動の検討がなされております。

申請地は、市街化調整区域のため、騒音規制法、悪臭防止法、振動規制法の適用は受けませんが、市原市生活環境保全条例上それぞれ規制基準が設けられておりますので、その内容をご説明いたします。

スクリーンをご覧ください。

まず、騒音についてですが、当該地域においては午前8時から午後7時までの規制値は、敷地境界で60デシベル以下と定められております。

対象施設では、破碎機、攪拌機及びタイヤショベルの稼働に伴い騒音の発生が考えられるため、その影響について予測を算定しておりますが、今回、防音壁を設置するなどの対策を講じた結果、最大値は59デシベルと規制基準を満足するものとなっております。

次に悪臭についてですが、当条例では、「周辺の環境などに照らし、悪臭を発生し、排出し、又は飛散する場所の周辺の人々の多数が著しく不快を感じると認められない程度」との基準がございます。

堆肥化施設において動物糞を副資材として使用することから悪臭の発生が考えられるため、その影響について予測を行っておりますが、当該施設と類似した動物糞を利用した堆肥化施設を参考といたしましたところ、周辺民家の位置では、臭気濃度が10以下となることが予想されました。

臭気濃度10というのは、ある気体を10倍薄めた時に無臭となるという値ですが、濃度10以下というのは、ほとんど臭気が感じられない程度となるということです。

また、参考として振動の検討がなされておりますが、当該地域においては午前8時

から午後7時までの規制値は、敷地境界で60デシベル以下と定められております。

対象施設では、破砕機、攪拌機及びタイヤショベルの稼働に伴い振動の発生が考えられるため、その影響について予測を算定しておりますが、その発生レベルは53デシベルと低く、規制基準を十分満たすことが、確認されております。

このことから、市原市生活環境保全条例の規制基準を満足する施設として、千葉県環境部局の確認がなされております。

以上のことから、敷地の位置の適格性、搬出入計画の妥当性、施設計画の妥当性及び環境対策を勘案し、本施設の位置について、都市計画上支障がないものとして、建築基準法第51条ただし書の規定により、市原市都市計画審議会及び千葉県都市計画審議会の議を求めまして、許可をしてみたいと考えております。よろしくご審議くださいますようお願いいたします。

**議長** ただいまの説明に対し、各委員の質疑をお願いします。

**委員** 夜間の警備状態はどうなりますか。

囲ってしまうことにより、中に入り込まれて犯罪拠点になってしまわないでしょうか。

**説明員** 17時で作業が終わり、施錠をします。

また、6mの鋼板壁で囲います。

**委員** 機械警備やガードマンによる警備は考えていないのでしょうか。

**説明員** そういった警備は考えていません。

**議長** 他にいかがでしょうか。

**委員** 現地を見せていただきました。

木くずの破砕処理をするとのことであるが、木くずには、建築物の解体工事に伴うものや、樹木の伐採に伴うものの2種類があります。

事業者に行ったところ、堆肥化を行う施設では、樹木の伐採に伴うものだけを使う

ということで、安心しました。

産廃と一廃の違いもありますし、樹木と建築廃材という分け方でも良いのですが、（施設が）新しくなることによって入ってくるものがどのように違ってくるのでしょうか。

**説明員** 施設計画としましては、全部で50トンと聞いております。  
これまでは、45トンが産業廃棄物の木くずとして入ってきていました。一般廃棄物として樹木等で5トンくらいの増加を見込んでいます。

**委員** 45トンの木くずというのは、全部が建築廃材ということでしょうか。割合は、どのようなになっていますか。

**説明員** 9分の7が樹木系になりまして、9分の2が建築廃材となります。概算ですが、35トンくらいが樹木系で、残りの10トンが建築廃材になります。  
一般廃棄物として、樹木系が5トン追加される形になります。  
現在、産業廃棄物で集めております樹木系で、堆肥化施設で使う33.2トンはまかなえるということになります。

**委員** 追加してお伺いします。  
現在は中間処理施設であると思いますが、堆肥化したものを販売するための販路は、あるのでしょうか。また、確実な引き合いはあるのでしょうか。

**説明員** 十分販路は確保されていると聞いております。

**委員** 騒音、悪臭については、問題ないとのことでしたが、排水処理については、どうでしょうか。牛糞が入ると聞いておりますが。  
処理方法は問題ないという考えなのでしょうか。

**説明員** 排水処理についてですが、堆肥化施設内で使用する水は、場外に排水いたしません。場内で処理いたします。



洗車場等で発生する水は、肥料の温度管理のため、すべて肥料に散布するようにいたします。

雨水は、貯水池にたまり、排水されます。

堆肥化施設内からは、一切出ないこととなります。

**委員** 二点ほど、お伺いいたします。

一般廃棄物にかかる部分は市原市、産業廃棄物にかかる部分は千葉県の都市計画審議会の審議を経ることが必要であり、今回は、両方の審議が必要ということで良いでしょうか。

もう一点は、今回の予定地は市街化調整区域ということですが、本計画が市原市の都市構想や都市計画と齟齬がなく、問題がないということによろしいでしょうか。

現在ある施設の増設ということではあります。

以上、二点についてお伺いいたします。

**説明員** 一点目の市の都市計画審議会と県の都市計画審議会の関係についてお答えします。

(建築基準法第51条)ただし書の趣旨としましては、一般廃棄物及び産業廃棄物処理施設については、市民生活上必要な施設であることから、都市計画で決定するのが原則であります。

しかしながら、規模や対象区域の関係で、都市計画決定が原則であるが、ただし、特定行政庁(市原市長)が、都市計画上支障がないと認めて許可した場合は、この限りではないということになっています。

この施設については、ただし書が適用できる施設であるということです。

仕組みとしましては、一般廃棄物は、市原市長が、市原市都市計画審議会の議を経て、産業廃棄物については、同じく市原市長が、県の都市計画審議会の議を経て許可するというようになっております。

つまり、一般廃棄物と産業廃棄物は、議を経る都市計画審議会が市と県の二つに分かれていますが、本件につきましては、一般廃棄物と産業廃棄物の処理施設が同一敷地内に存在することから、市原市の都市計画審議会、県の都市計画審議会、同じものについて両方の議をいただく必要があるという判断により、今回のようなご提案をさ

せていただいたということになります。

二点目につきましては、この区域について、将来、市街化が進行する恐れがあるかどうかというご指摘でございますが、市の総合計画、マスタープランにおいても、この場所は極めて優良な農地、特に畑作農地であります。これを、市街化、開発をしていこうという方針は、現在のところございません。当面は、この状態が維持されると考えております。

**議長** 他にご意見はございませんか。

**委員** この工場が現在どのような風景をつくっているのか見てみたいと思います。写真等がありますか。

確かに、廃棄物の処理施設は、必要な施設であります。周辺に対して非常に乱雑な印象を与える施設であります。

市街化調整区域ではありますが、南西には老人ホームもあります。高さから言えば、老人ホームから見えるのではないのでしょうか。景観的な影響は、音、悪臭だけではなく、もう少し広い範囲で広がっていくのではないのでしょうか。

それに対して、どのように手当てできるかはきちんと考えていただきたい。

現在どういう工場になっているかを見れば、それが何倍もの面積になった時にどのような状況になるかは、想像できると思います。まずは、現況を見せていただきたい。

**説明員** 写真は、申し訳ないですが、本日はご用意しておりません。

**委員** (見に行った際には) 管理棟があるだけでした。破砕処理機などの機械があるだけで、建物はそんなに大きくありませんでした。

**説明員** お手元の資料の4ページ、現況図を見ていただくと周辺の状況がわかると思います。

ほぼ真ん中に計画地があり、青い線の近くに山林のマークがあることから木が植わっていることがわかります。

老人ホーム、ゆうしゅう園から見ると、樹木の向こうに位置しますので、直接的に

は見えないような状況であります。

**委員** 地形的には、候補地が高くて（ゆうしゅう園に向かって）下がっていくような感じでしょうか。谷をはさんで向かい合う形のように、地形図からは読み取れます。

**説明員** 間に谷津がありますので、レベル的には同じような状況ですが、間に樹木があり直接は見えない状況であります。

周辺には、今であれば西瓜、ジャガイモ畑などの農地が広がっています。

騒音などに配慮して防音壁がございますので、外から見ると壁があるような景観になっております。

**委員** それが、極めて景観的には良くないのですが、その点は、考えていらっしゃらないのでしょうか。

高い塀があれば音は漏れないかもしれませんが、周囲から見れば、巨大な塀が建っている状況です。すごく気持ちの悪いものであるはずです。

高さ6 mの鋼板が張り巡らされている風景は、私には耐えられないです。

**説明員** 配置図を見ていただくと分かりますが、鋼板が敷地の周囲全面に入ることではなく、横に緑地が入ります。

**委員** （緑地は）どこに入るのでしょうか。鋼板の内側ではないのでしょうか。

**説明員** 赤い枠が敷地境界線になります。青いラインが鋼板壁になります。

**委員** 南側が、実は大事なところになります。老人ホームがあるのは、南面ではないですか。

**説明員** 老人ホームとの間には、林があります。

ゆうしゅう園の方から見ると、同じレベルですが谷がありますので直接は見えないと思います。

委員 同じレベルということは、目の前にあるということではないですか。いくら林があろうとも、6 mの鋼板が修景されるとは思えないです。

説明員 配置図を使って説明させていただきます。確かに委員の言われる通り、緑地の外に鋼板壁があります。

しかし、実際には（敷地の南側に）森林があり、かなり高い樹木が植わっていて、見通せない状況になっています。

委員 南側の樹木が植わっている土地は、（申請者と）同一の所有者でしょうか。

説明員 いえ、第三者になります。

委員 第三者が所有している林を期待しても、いつ何時どうなるかわからない。そんな不確かな状態をもとに「見えないですよ。」と言うのは、おかしいと思います。これだけ大きな施設を造るのであれば、自分の責任範囲（敷地）の中で処理できることが大前提ではないでしょうか。

現在あるが、いつ無くなるかわからないようなものは、あてには出来ないと思います。

議長 下の方（道路側）にある建物は、既存の建物でしょうか。

説明員 既存の建物になります。

鋼板壁につきましても既存ですので、新たに設置するものではありません。

景観上の問題もございますが、基本的には市街化調整区域でありますので、実際にこの周囲は、ほとんど人が住んでいない状況です。

委員 市街化調整区域であることは分かりますが、市原の場合、地形の起伏が細かく入っており、どこからどのように見えるか分からないということが問題としてあります。向かいにも既に老人ホームがあるという状況であるため、無神経に大きな建物を造らない方が良く私は思います。

だからといって、造ってはいけないということは、なかなか言いにくいところですが、十分な配慮が必要です。もう一つお伺いします。

平面上では緑地と書かれていて、美しい緑があるような感じではありますが、実際は、どのような樹種がどのように植えられるのでしょうか。

**説明員** 中高木で敷地全体の32%弱を占めます。

**委員** ここでは、中高木を何本植えられるか分からないし、どのような種類になるのかによっても印象は異なります。

ここだけ都市的なものを植えても、気持ちの悪いものになります。周辺との連続性があり、風景をつくっていきける様な緑のデザインにさせていただかなくてはいけないと思います。

そのためには、市原市には、景観アドバイザーが二人いらっしゃるということなので、そういった方々に植栽のアドバイスをさせていただきながら、この地の風景に大きなインパクトを与えなくて済むような建設計画をぜひ作っていただきたいと思えます。

特に南面に関しましては、これだけの緑地がありますと言われても、どのような緑地だったのかなと思います。修景的な意味をなさないものではないでしょうか。

特に南面は、高齢者施設がありますので、何としても修景に励んでいただきたいと思えます。そのためには、どのような樹種がどこにどのようなピッチで入ればいいのか専門家にアドバイスをもらってください。

市街化調整区域だから、誰も周辺に住んでいないから、なんとかご理解をというお話では、都市計画的なセンスではないと思えます。

もう一つ、こういった資料を出す時は、平面だけでお話をするのは、もうやめましょう。立面図であるとか、写真を見ながら議論をしていかないと、景観とかデザインとかというお話は、未来永劫出来てこないと思えます。

今後の資料づくりにぜひ考慮してください。

**議長** ただ今の意見に対しては、いかがですか。

**説明員** ご意見を踏まえまして、今後の資料づくりをしてまいりたいと思えます。

委員 緑地が意味のある緑地になるように、専門家の意見を入れながら指導してください。

議長 より望ましい都市を目指すという観点からのご意見ということで、できるだけ配慮をお願いします。他にありませんか。

委員 私は、この土地に比較的近い青葉台に住んでいるため土地勘があります。先日この辺りに出向いた際、計画地の道路の南側の谷底の土地に中村造園さんの子会社か何かとは思いますが、森林法の許可を得て、残土を埋め立てているようでした。その土地と今回の計画地は、何か相関性をもって計画されているのでしょうか。

議長 位置を詳しくお願いします。

委員 計画地の南にある「ゆうしゅう園」との間が急な谷底になっていまして、そこにトラックがたくさん入ってきて残土を捨てている場所になっています。

説明員 委員のご指摘のとおり、こちらの場所で残土の埋め立てを行っております。ただし、こちら側と直接の関係はございません。

たしかに関係会社が行っているということで、それは承知しておりますけれども、直接関係のあるものではございません。

議長 他にいかがでしょうか。

委員 今回の内容につきましては、当初、産廃の関係であると受け止めましたが、本日説明を伺って、家庭、公園、街路樹等状況により伐採した樹木を処理する施設であり、市内にこういった施設が出来るということにつきましては、時代に即した内容ではないかと思えます。

破砕した木材のサンプルがある様なので、ぜひ他の委員の皆様にも見ていただきたいと思えます。

さて、堆肥化ということなので、ゆくゆくは、我々の口に入ることになるものを作

ることになります。

6 ページを見ていただきたいのですが、「一次破碎処理」の上に「80.8t」と書いてあります。その下に「一般廃棄物と産業廃棄物を時間帯で分け混合しないように処理をする」とあります。同じ機械で、処理をしていくという内容になります。

ここでいい加減にされますと、我々の口に入る訳ですから、時間帯で分けるにしても、完全分別ができるものかお聞きします。

**説明員** 事業者を確認しましたところ、破碎機の種類がドラムタイプということで、処理後下に落ちるということになります。それをコンプレッサーできれいに清掃後、次のものを処理することになります。そのことにより、きれいに分別できると考えています。

**委員** 前の分と完全に遮断をして、きちんとできますということによろしいでしょうか。肥料法という法律もありますので、大量に他のものが入ることになりますと法で罰せられるということも考えられますので、その点も事業者をお願いしていただきたいと思います。

産業廃棄物と申しますと、昨今シックハウス症候群等、今の住宅事情が防腐剤等様々な化学薬品を使っているのです、その材料も部分的に（敷地内に）入る訳ですので完全に区別することが必要ということで、肥料法の話をさせていただきました。

これは、事業者任せしかありませんが、誤ったことをすれば、そちら（肥料法）で措置されるということで、あえて申し上げました。

それから、先ほど他の委員からお話がありましたが、私は、生まれも育ちもこの近くではありませんけれど、よく行く場所でございます。先ほど話題になりましたが、残土処分場の前の段階で、農業委員会の数名で、許可するのかどうか現地を谷底まで見に行った経過がございます。

谷底があり、奥まっけて夜は人気がなく、何百m先には老人ホームがあるけれど、夜や土日は無人化になります。高い塀があっても、登ってしまう人もいます。強いては、(肥料となれば)直接的ではないが、我々の口に入るものです。せめて、機械警備ぐらいは入れてほしいと思います。見方によっては、(犯罪の)巢になってしまいます。

その点は、ご指導していただきたいと思います。それが、地域の安全・安心につながります。

防音壁の問題が出ましたが、極端な色は使わないと思いますが、この緑豊かな環境に配慮した適切な壁の色あいの配置をお願いしたいと思います。

防音壁が設置されるということですので、騒音、悪臭に配慮した対応も含め、都市計画上支障ないものと判断される当局の考え方に賛意を表したいと思います。

**議長** 他にいかがでしょうか。

**委員** 壁にとんでもない色が塗られるという状況は、良くないと思いますが、こういった場合の常套手段としては、敷地境界から、緑地をとって、その内側に壁を立ち上げる。つまり、景観の問題は外側からの印象ですので、外側は緑で、必要に応じてその内側に壁を建てるとい、せめてそのぐらひはしていただきたいと思います。

樹木に対しても、きちんと育てていただく、ふさわしい樹木を選定していただくことぐらひは、お話をしていただきたいと思います。

**説明員** 今、景観という点から意見がございまして、また、防犯というお話もございました。

図面では、基本的に周囲は、中高木で覆って中が見えないようになっている。問題は、南側の出入り口である。

ここについて、むき出しの鋼板がそびえ立つような景観はいかかなものかというご意見だったと思います。

おっしゃる通りであると同時に、先ほどの防犯の見地から、ここに隠しごとをしようとする、よじ登るとかそういった行為を外からは見られないということで、逆に防犯上の問題もあるという、バランスの問題が非常に難しいと思います。

この点をうまい具合に調和できるような形で、事業者にお話していくことが大事でありますので、この方向で努力してまいりたいと思います。

**議長** 他にいかがでしょうか。

**委員** 環境の関係は先ほどの説明ですと、廃棄物の事前協議の中で環境アセスメント的なものを行っており、県との協議をしているとのことでしたが、その中で騒音、振動、悪臭をやられたとのことですが、製品を見せてもらって気になったのが、あれだけ細



かく軽いものだと、粉塵や煤塵の発生がないかということです。

しかも、建物の外に破砕機を置いてありますが、そのあたりの説明を事業者からいただいているかどうかお聞きします。

**説明員** 先ほどのサンプルは、細かいものだったと思います。

粉塵につきましては、周辺に与える影響が極めて軽微なものと考えられます。破砕機から粉塵の発生が考えられますけれど、破砕機の周辺には3～6mの防音壁があり、尚且つ敷地周辺にも鋼板及び樹木があるため、遠くまで粉塵が飛ぶことは考えられない。

また、破砕機に細かいチップや粉じんの飛散を防ぐ散水ノズルがあり、散水をしながら処理を行うということになります。堆肥場の中もある程度の湿潤が保たれます。

**委員** 機材そのものが、散水するような機能を持っていて、粉塵の発生を抑えているため、環境評価の対象にならなかったということですね。

**議長** 他にご意見はございませんか。よろしいでしょうか。

議論は出尽くしたかと思います。いくつか重要なご指摘がありまして、景観の問題が出され、周辺に不快な印象を持たれない様、鋼板壁をどうするか、樹木でどうカバーするのか。それから、夜間の警備体制についてのご意見がありました。

これらについては、当局において、事業者に的確に指導していきたいということであつたと思います。

これらを踏まえ、これで質疑を終結したいと思います。

これより、採決いたします。

第1号議案「建築基準法第51条ただし書の規定による一般廃棄物及び産業廃棄物処理施設「中村造園土木株式会社」の敷地の位置について」承認する委員の挙手を願います。

(挙手全員)

全員賛成と認めます。

よって、本議案については、原案のとおり承認することと決しました。

**議長** 以上で、本日の審議はすべて終了いたしました。

(傍聴人退室)

ご協力ありがとうございました。